

「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課
制度に関する検討チーム」取りまとめ

平成 23 年 8 月

消費者庁

目 次

はじめに	1
第1 財産事案における消費者被害の現状	1
第2 検討すべき課題	3
第3 消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置	4
第4 消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置	7
第5 結論	11

はじめに

現在、社会経済の構造変化に伴い、消費者被害は複雑化・多様化の傾向を見せており、消費者相談件数は依然として高水準のまま推移している。特に悪質な事案では、加害者の資産の隠匿又は散逸により、被害の回復が事実上困難になることがある。このようなことから、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項では、法施行後3年を目途として、被害者を救済するための制度について検討を加え必要な措置を講じるものとされたところである。このような中で、消費者庁は、「集団的消費者被害救済制度研究会」を設置し、加害者の財産の保全に関する制度について、関連する我が国における現行制度及び諸外国の制度の内容及び運用状況について調査を行い、被害者救済制度に関して考えられる選択肢の提示及び論点の整理を行い、「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成22年9月）として取りまとめた。同報告書においては、「集合訴訟制度」と「行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度」について、引き続き検討すべきであるとされた。前者については、消費者委員会「集団的消費者被害救済制度専門調査会」において、検討が行われている。そして、後者については、行政法や行政機関の組織体制、執行実務等に対する知見を生かしての更なる検討を行うために、消費者庁において「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、検討を行ってきた。

検討チームでは、①加害者の財産の隠匿・散逸を防止するための方策、②行政による経済的不利益賦課制度を中心に検討を行ったところであるが、その結果を以下のとおり、取りまとめた。

第1 財産事案における消費者被害の現状

＜財産事案における消費者被害の実態＞

最近においても、実体のない投資話などに対し、断定的判断の提供など巧妙な営業手法により、多数の消費者が契約を締結してしまい、結果的に代金を返してもらえない等の被害が生じる事案（未公開株・怪しい社債等の募集勧誘等、いわゆる投資・利殖詐欺事案）のほか、外国通貨取引、貴金属等の訪問買取り（いわゆる押し買い）、金貨の即現金化、いわゆるヤミ金被害などの事案が多発している。こうした、いわゆる悪質商法に相当する事案における被害者は、その多くが高齢者などであるが、自主的かつ合理的な判断をするに当たっての情報等を十分に有していない場合において、消費者の誰もがこうした投資詐欺

などによる被害を受ける可能性がある。こうした事案において、被害者は、虎の子の預貯金や年金等の生活の基盤となる財産を奪われる場合もあるなど、消費者にとって極めて深刻な財産的被害が生じている状況にある。

<現在の対応>

上記のような深刻な財産的被害を発生させる悪質な事案に対しては、個々の被害者が民事手続により被害回復を図るほか、行政においても、これまで、

○各種の個別業法

○特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律等の認可・登録業者を前提としない個別法

○消費者安全法

等による対応を行っているところであり、被害の発生・拡大の防止という観点から一定の成果をあげている。

<現行法における対応の課題>

しかしながら、現在の対応には以下のような課題がある。

○行政による有効な対応ができない事案の存在

① 各種の個別業法による規制

各種の個別業法による規制は、基本的に業の適正化の目的から、主として認可・登録業者に対し行われるものであり、消費者に財産的被害を与える違法行為が無認可・未登録業者によって行われた場合には当該業法の規制が及ばず、消費者被害の発生・拡大を防止できない。例えば、貸金業法に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）は、登録を受けた貸金業者に対してなされるものであり、登録を受けずに貸金業を行う者（いわゆるヤミ金業者）に対しては、行政処分をすることはできない。

② 認可・登録業者を前提としない個別法

このような個別法による規制は、特定の取引類型や取引方法等に関して適用されるものであり、当該取引類型等に該当しないものについては、これら個別法で規制することはできない。例えば、特定商取引法の規制は、訪問販売、連鎖販売取引などの特定の類型の取引のみについて適用されるものであり、消費者に被害を与える全ての財産的事案を対象としているものではない。

③ 消費者安全法

消費者安全法は、消費者保護の観点から、消費者事故等が生じている事案に幅広く対応すること（消費者への注意喚起及び個別業法を所

管する他省庁への措置要求)が可能である。また、生命・身体に関する重大事故等については、事業者に対する各種の措置(勧告・命令、譲渡等の禁止・制限、回収命令)が設けられている。他方、財産分野の事案においては、重大な消費者被害を引き起こしている事業者に対して直接措置を採ることはできず、財産分野の事案における消費者保護のための対応には限界がある。

○消費者が被害を回復することが困難な事案の存在

悪質な事業者の場合は、財産を隠匿・散逸する場合が多く、個々の消費者が民事訴訟において勝訴判決を得たとしても民事執行による回収に結び付かず、被害回復が実効的に果たされないことが多い。

また、消費者の被害回復や、それに向けた財産保全のために機能する制度も少ないという問題がある(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく口座の凍結・失権や、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象事案における被害回復給付金支給制度などがあるのみ)。

第2 検討すべき課題

第1において述べたとおり、いわゆる悪質商法に相当する事案による深刻な消費者被害について、行政として有効な対応ができず、また、消費者の被害回復が図られていない状況が生じていることから、行政による適切な措置を講じる必要性が高い。

消費者の被害回復のためには、事業者の財産の隠匿・散逸防止のための対策を講じる必要がある。しかし、特に悪質な事業者の場合には、ひとたび消費者被害が発生すると、その回復は極めて困難であることが多い。このため、そもそも消費者被害を発生させないこと及び拡大させないことが特に重要であることから、消費者被害の発生・拡大防止のため、可能な限りすき間のない対策を講じる必要性が高い。この点、「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」においても、悪質商法など「そもそもシステムとして破たん必至なものについては、違法な行為を早期に停止させることこそが重要である」、「違法状態の是正・回復を命じる行政処分を行う方法については、そのような処分を行うことの実体法上の根拠についての検討も含め、引き続き検討すべきである」とされているところである。

消費者安全法の消費者の重大な被害に対する行政措置(勧告・命令、譲渡等

の禁止・制限、回収命令)は、消費者の生命・身体に被害が生じた事案に限定されているため、同法附則第2項は、「政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

したがって、消費者の財産に重大な被害を生じさせている事案に関しては、そもそも消費者被害の発生・拡大を防ぐことが特に重要である一方、現実問題として消費者被害の発生を完全に根絶することは不可能でもあることから、以下のような各種措置の導入を総合的に検討する必要がある。

○財産事案における消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置

○消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置

第3 消費者被害の発生・拡大防止のための有効な行政措置

1 必要性

第1において述べた深刻な消費者被害を生じさせているいわゆる悪質商法に相当する事案には、犯罪行為に該当するものもあり、司法当局が刑事手続により対応する事例もあるものの、捜査や刑事裁判手続が進行する中において、消費者被害がますます拡大を続ける可能性もある。

そこで、事業者がこのような財産的事案における消費者被害を発生させる行為を行っている場合に、消費者の利益を擁護することを任務とする消費者庁として、消費者被害の発生・拡大を防止するため、消費者への注意喚起にとどまらず、事業者に対しても必要な行政措置を行うための規定を設ける必要がある。

なお、上記のような事案については、それらが新たに生じるたびに、他省庁が所管する個別業法や消費者庁が所管する特定商取引法等の適用対象を拡大する法改正を行って対応することも考えられる。しかし、このような方法では迅速な対応は困難であり、法改正が行われるまでの間に消費者被害が拡大を続けるという問題がある。

よって、消費者庁が所管する法律であって、業種等を問わず広く横断的に適用され、幅広い行為への対応が可能である消費者安全法に、財産的事案における消費者事故に関し、消費者被害の拡大・防止のために、消費者庁が事業者に直接有効な行政措置を探ることができる規定を設けることが適当である。

2 行政措置の対象行為・要件等

上記の有効な行政措置を導入するに際しては、規制が広範になり過ぎるこ

とを回避し、事業者の予見可能性を確保するため、行政措置の対象となる行為及び措置の発動要件を明確にすることが必要である。

前述した消費者安全法附則第2項において、「消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え」るものとされているところ、第1において述べた深刻な消費者被害を生じさせている事案は、いわゆる悪質商法に相当するものであり、これを対象とすることを前提に、行政措置の対象行為や措置の発動要件を検討する必要がある。

そして、当該事案については、既存の個別業法や個別法による有効な対応ができない状況が生じているところ、消費者被害の拡大・防止のためにには、そのような状況に対処する必要性が高い。したがって、他の法律の規定に基づく措置がある場合以外（いわゆるすき間）の財産的事案を対象として行政措置を整備することが必要であると考えられる。

かかる行政措置の対象行為については、具体的には、振り込み詐欺救済法の「振込利用犯罪行為」の定義規定の一部（「詐欺その他の人の財産を害する犯罪行為」）や、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、無限連鎖講の防止に関する法律等の直罰規定に違反する行為など何らかの財産罪に該当する行為を参考に、対象行為を規定することが考えられる。

また、一般的に行政措置の内容（勧告、命令等）は、行政法規が達成しようとしている目的にとって、また、その目的を達成するための手段として、必要かつ十分なものであるかという観点から検討されるべきものである。したがって、消費者安全法に消費者庁の事業者に対する行政措置権限を導入するに当たっては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、必要かつ十分なものとする必要があり、前述した現行の消費者安全法の措置体系も踏まえながら、検討する必要がある。

なお、以上の諸点を踏まえて財産事案に関する新たな行政措置を導入することは、「消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされた前述の消費者安全法附則第2項への対応と位置付けることができるものと考えられる。

3 財産的不利益賦課制度

上記の行政措置のほか、行政が違法行為の抑止の目的で不当な収益をはく奪するための賦課金等の納付を命じる措置の導入により、間接的に消費者被害の発生・拡大を防止することができるものと考えられる。

しかし、賦課金等については、偽装表示や被害者が特定できない事案などでは消費者被害の発生・拡大の防止のための措置として一定の実効性を期待できる一方、特に詐欺的な商法を行う悪質な事業者は、事業の継続を予定し

ていない場合が多いと考えられ、賦課金等を納付せず、財産を隠匿・散逸するおそれが高いため、賦課金等の行政措置が実効的に機能する事案が、どの程度あるかを検討する必要がある。さらに、行政庁が賦課・徴収した賦課金については、これを被害者に配分する措置を同時に設けない限り、かえって被害者自身による被害回復の障害になる可能性があるとの考え方もあるところ、違法行為の抑止という公益の実現のために賦課・徴収した金銭の使途として、実際の被害者へ配分することが法制度上可能かどうか、可能であるとしてその手続をどうするかといった問題がある。

また、こうしたことを踏まえ、具体的な個別法を前提に検討を深めていく必要がある。この点、一定の不当表示をした事業者に対して課徴金の納付を命じる措置を不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に導入することを内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」が、第169回国会に提出されたが、廃案となった。その後、景品表示法が消費者庁に移管されることとなり、改めて消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によって景品表示法の一部改正がなされたが、当時、課徴金制度の導入については、景品表示法の消費者庁への移管後、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することが適切であるとされ、見送られたところである。

したがって、これらを踏まえ、引き続き検討を行うことが適当である。

4 行政措置を行うために必要な調査権限

行政調査権限は、行政措置を発動するに当たって、構成要件に該当する事実を把握するために設けられるものであり、行政措置の内容に見合った必要かつ十分なものであることが必要である。現行の消費者安全法には、報告、立入調査等といった調査権限が設けられている（同法第22条）が、調査対象は、講じようとする措置の対象となる事業者に限られている。例えば、措置の対象となる事業者と取引する者（金融機関等）に対する調査権や、事業者が行う事業に関して関係のある第三者に対する調査権といった消費者庁が所管する他の法律に設けられた調査権限（前者について特定商取引法第66条第3項、後者について景品表示法第9条第1項）については、消費者安全法に定められていない。

したがって、新たな行政措置を導入した場合、措置対象となる行為類型によっては、措置を講じようとする事業者の取引先等への調査等も必要になると考えられるところ、特定商取引法や景品表示法等に設けられた調査権限も参考としつつ、調査権限の拡充を行うことを検討する必要がある。

第4 消費者の被害回復に向けた財産の隠匿・散逸防止のために機能する措置

1 必要性

第3で検討した財産事案における消費者被害の発生・拡大防止のための行政措置を導入したとしても、現実問題として消費者被害を完全に根絶することは不可能であり、特に相手方が悪質な事業者の場合、違法行為により得た財産を隠匿・散逸する可能性が高い。財産の隠匿・散逸により、事業者に「やり得」が残ることは、消費者の被害回復を実質的に困難にするだけでなく、行政措置による消費者被害の発生・拡大防止の効果も減殺させる可能性もある。

このため、消費者被害の発生・拡大防止のための行政措置に加え、財産の隠匿・散逸の防止（財産保全）に関する方策について検討したところ、その結果は以下のとおりである。

2 現行制度の積極的な活用

消費者庁による財産の隠匿・散逸の防止（財産保全）に関する措置については、既存の措置の活性化策として、以下のものが挙げられる。

- ① 振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座等の凍結の一層の活用
- ② 会社法に基づく会社解散命令及び管理命令の活用

<振り込め詐欺救済法の活用>

振り込め詐欺救済法は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものを対象に、捜査機関等（全国銀行協会が定めた事務取扱手続では、「警察、弁護士会、金融庁及び消費生活センター等公的機関並びに弁護士及び認定司法書士を指す。」とされている。）からの情報提供等により金融機関が犯罪利用預金口座等の凍結・失権等の措置を講じ、被害者に被害回復分配金を支払うこと等について定めている。

同法の適用対象は、いわゆる振り込め詐欺に限られず、人の財産を害する罪の犯罪行為である投資・利殖詐欺、ヤミ金融、違法なマルチ商法等の振込みを利用した財産罪が広く含まれることから、財産の隠匿・散逸の防止のために活用する余地が大きい。

さらに、同法において、犯罪利用預金口座等を特定するための情報提供等は、幅広い主体によることが可能であり、簡易・迅速な対応が可能である面で利点がある。同法に基づく救済制度の運用状況を見ると、本年5月末時点

で、失権された犯罪利用預金口座等（約20万口座）の額が累計で約89億円という実績を上げている（振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチームによる平成23年7月14日付け「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」2頁及び4頁）。そして、金融機関等と関係行政機関等の連携によって同法を活用することが推進されており、消費者庁も、同法をさらに幅広く活用するために必要な取組を行うべきである。

具体的には、消費者庁は、消費者安全法に基づく関係行政機関等（行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長）からの通知により財産事案に係る情報を得る立場にあり、同法に基づく措置の対象事案に関する調査を行う結果として、犯罪利用預金口座等を特定する情報を取得する場合もあるため、当該情報に基づき犯罪利用預金口座等の凍結のための情報提供を、金融機関に対し積極的に行うことが必要である（消費者安全法にとどまらず、消費者庁が現在所管している特定商取引法、景品表示法等の法律を施行する過程で同様の情報を取得した場合も、同様である。）。また、可能な限り早い段階でこのような情報提供を行うため、自ら必要な体制を整備する必要がある。

そして、消費者庁は、消費者からの相談を通じて犯罪利用預金口座等を特定する情報に第一次的に接する消費生活センターを有する都道府県知事、市町村長等関係行政機関に対しても、消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム申合せ「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」（平成22年6月18日）を踏まえ、犯罪利用預金口座等を特定する情報を金融機関へ着実に提供するよう要請しているところである。消費者庁は、都道府県知事、市町村長に対して、今後一層の取組の強化を図るよう改めて要請した上で、消費生活相談の現場の声も踏まえ、法の解釈や具体的な手続実務について関係省庁とも連携して適切な助言を行う必要がある。さらに、消費生活相談の現場において金融機関への情報提供に係る判断が困難な個別の事案については、消費者庁又は国民生活センターに通知して消費者庁等が自ら金融機関等に情報提供する体制の整備を検討することなどを含め、情報提供への積極的な取組を行う必要がある。

また、第3で述べた新たに設ける行政措置の対象行為を振り込め詐欺救済法における犯罪行為など何らかの財産罪に該当する行為として規定した場合、消費者庁は、行政措置を発動するための調査の過程で犯罪利用預金口座等の情報を入手する可能性が非常に高い。この場合、消費者庁としては、当

然ながら当該情報を金融機関に対して提供することになるところ、消費者庁が調査の過程で犯罪利用預金口座等の情報に接した場合には、金融機関に速やかに当該情報を提供することを義務付ける規定を設けることが考えられる。このような規定を定めることができる場合、振り込め詐欺救済法の運用がさらに実効性を有することとなり、第3で述べた新たに設ける行政措置の導入と併せて、財産に係る消費者被害の発生・拡大の防止とともに、財産の隠匿・散逸防止の効果が期待できるものと考えられる。

<会社解散命令及び管理命令の活用>

また、①公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認められる場合に、裁判所が、法務大臣等の申立てによって行う会社解散命令（会社法第824条）や、②会社解散命令の申立てがあった場合に、裁判所が、会社財産に関して管理人による管理を命ずる処分（管理命令）その他の必要な保全処分を命ずることができる制度（同法第825条）があり、③裁判所その他の官庁等は、職務上会社解散命令の申立て等をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならないとされる（同法第826条）。

そこで、消費者庁による行政措置の対象事案に関する調査の結果として、会社法第824条所定の事由が認められる事案があれば、法務大臣への通知を行うことも考えられるが、会社解散命令がなされる要件は厳格であり、会社解散命令や上記通知がなされた事例は近年存在しない。

3 消費者庁による破産手続開始の申立て

前述のとおり、消費者に財産的被害を生じさせる事案において、財産の隠匿・散逸防止を図るために既存の措置（振り込め詐欺救済法等）を活用することが必要であるが、これらの措置については、保全の包括性等の点において限界もある。

この点、破産手続は、裁判所が破産手続開始決定をすることにより、裁判所が選任する破産管財人に対象事業者の財産の処分管理権限を専属させるものであり、破産者たる事業者が自由にその財産の処分を行えなくなること及び預貯金に限らない全ての財産の包括的な保全策であることから、財産の隠匿・散逸防止の観点から有効である。そこで、消費者庁が破産手続開始の申立権限を有することについて検討したところ、その結果は以下のとおりである。

いわゆる破綻必至の投資・利殖詐欺事案（事業者が消費者に高利回り・高

配当を約束して資金を集め一方、実際には当該資金を事業に投資せず、配当は更に別の消費者から集める資金を充てる投資・利殖詐欺)のようなものについては、

- ① 前述のとおり多数の消費者被害が発生しており、迅速かつ包括的な財産保全がなされないと、多数の消費者に深刻な影響が生じるおそれが高い、
 - ② にもかかわらず、債権者自身による(破産手続開始の申立てを含む)財産保全は、事業者の資産状況に関する資料の収集の困難性等の理由から、早期の段階で行われることは期待できない
- という事情がある。

行政機関による破産手続開始申立権について定める法律として、監督庁に金融機関等(金融機関(銀行、協同組織金融機関又は商工組合中央金庫)、金融商品取引業者、保険会社等)の破産手続開始申立権を認めた金融機関等の更生手続の特例等に関する法律がある。同法は、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準じる者の保護を図ることを任務(金融庁設置法第3条)とする金融庁その他の監督庁に金融機関等の破産手続開始申立権を認めている。この点、前述のような事案の存在を踏まえると、消費者被害の発生・拡大を防止し、当該事案において、事業者の財産を多数の被害者に公平に分配するためには、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を任務(消費者庁及び消費者委員会設置法第3条)とする消費者庁に、当該事業者の破産手続開始の申立権限を認められることが考えられる。なお、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務とは、一般消費者の利益の擁護等のみならず、特殊消費者を含む個々の消費者の利益の擁護等に関する事務を含むものである。

また、破産手続は、裁判所の決定により開始されるものであり、裁判所が選任し、裁判所の監督下にある破産管財人が進めていくものである。破産手続開始申立てそのものは、破産手続開始のきっかけに過ぎず、仮に消費者庁が破産手続開始申立てを行ったとしても、その後の破産手続は、基本的に通常の破産手続と変わるものではない。したがって、消費者被害の発生・拡大を防止する観点から、自らは破産原因の事実を疎明することが困難な多数の被害者に代わって消費者庁が破産手続開始申立てをすることには、一定の合理性があると考えられる。

しかしながら、消費者庁による破産手続開始申立てについては、

- ① 債権者でも監督官庁でもない消費者庁に破産手続開始申立権限が認められたとした場合、その法的根拠は何か

- ② 破産手続の開始は、裁判所の決定によるとはいえ、破産手続開始の申立ては、法人たる事業者の消滅につながる措置であり、既に検討した新たな行政措置に比しても大きな影響を及ぼすことを踏まえ、どのような場合に消費者庁が破産手続開始の申立てができるか
- ③ 消費者庁による破産申立権限を認める場合に、恒常的に事業者に対する監督を行っていない消費者庁が、破産手続開始の原因となる事実を疎明するための資料等（財務状況を判断するための帳簿類等）を十分に入手することができるか（特定商取引法、景品表示法等の現行法に定められた行政措置及び消費者安全法に新たに設ける行政措置のための調査権限や、消費者庁におけるその執行体制との関係）

等の点について、検討が十分ではないので、引き続き検討する必要がある。

第5 結論

他の個別法等では対応できないいわゆる悪質商法に相当する事案による財産的な消費者被害が多発しており、そのような消費者被害の発生・拡大の防止が重要である。このような財産におけるすき間事案に関して、消費者安全法に消費者被害の発生・拡大を防止するための消費者庁による事業者への行政措置（勧告・命令等）を導入すれば、消費者の利益の擁護のため大きな意義を有することになる。その際、このような行政措置を発動するための調査権限の拡充も必要となる。また、調査の過程で消費者庁が犯罪利用預金口座等の情報を得た場合における消費者庁による金融機関への情報提供義務規定の導入ができれば、犯罪利用預金口座等の凍結等を通じて、財産の隠匿・散逸の防止の意義も有することになる。このような消費者安全法の改正について、対象行為、要件などの詳細を法制的に検討を行うことが適当である。

さらに、不当な収益を剥奪するものである経済的不利益賦課制度（課徴金制度等）は、具体的な個別法を前提に引き続き検討を行うことが適当であり、財産の隠匿・散逸の防止としての機能が期待できる消費者庁による破産手続開始申立てについても、引き続き検討を行うことが適当である。

消費者庁としては、以上のような各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、引き続き議論を深めていくこととする。